

島原市教育委員会

議 案 集

- 第65号議案 島原市立学校備品取扱規程の一部を改正する規程について
- 第66号議案 島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程について
- 第67号議案 島原市学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
- 第68号議案 島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会要領について
- 第69号議案 島原市靈丘公園体育館・弓道場条例施行規則について

平成25年11月29日 定例会

第 6 5 号議案

島原市立学校備品取扱規程の一部を改正する規程

島原市立学校備品取扱規程（平成 1 0 年島原市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

本規程中「教育総務グループ長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規程の整備を図るため、この規程を改正しようとするものである。

島原市立学校備品取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(備品の定義)</p> <p>第2条 備品とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) 取得価格が、1件につき10,000円以上のもの。ただし、教育委員会教育総務課長 _____ (以下、「教育総務課長 _____」という。) が別に定めるものは、10,000円未満であってもこの限りでない。</p> <p>(備品の総括)</p> <p>第4条 教育総務課長 _____ は、備品に関する事務を総括する。</p> <p>2 教育総務課長 _____ は、備品の効率的な運用を図り、その取得、管理及び処分²の適正を期するため必要があると認めるときは、必要な調整をすることができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>(寄附備品の受納)</p> <p>第6条 校長は、備品の寄附を受けたときは、備品寄附報告書(様式第4号)により教育総務課長 _____ へ報告し、寄附台帳(様式第5号)に記載しなければならない。</p> <p>(備品の所管替え)</p> <p>第9条 校長は、保管中の備品を他の学校に移すときは、備品所管転換書(様式第7号)に当該備品台帳の写しを添えて教育総務課長 _____ に報告し、承認を受けなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、事故の処理が急を要するときは、前項の報告に先だち口頭で教育総務課長 _____ に速報し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(備品の定義)</p> <p>第2条 備品とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) 取得価格が、1件につき10,000円以上のもの。ただし、教育委員会教育総務グループ長(以下、「教育総務グループ長」という。) が別に定めるものは、10,000円未満であってもこの限りでない。</p> <p>(備品の総括)</p> <p>第4条 教育総務グループ長は、備品に関する事務を総括する。</p> <p>2 教育総務グループ長は、備品の効率的な運用を図り、その取得、管理及び処分²の適正を期するため必要があると認めるときは、必要な調整をすることができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>(寄附備品の受納)</p> <p>第6条 校長は、備品の寄附を受けたときは、備品寄附報告書(様式第4号)により教育総務グループ長へ報告し、寄附台帳(様式第5号)に記載しなければならない。</p> <p>(備品の所管替え)</p> <p>第9条 校長は、保管中の備品を他の学校に移すときは、備品所管転換書(様式第7号)に当該備品台帳の写しを添えて教育総務グループ長に報告し、承認を受けなければならない。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、事故の処理が急を要するときは、前項の報告に先だち口頭で教育総務グループ長に速報し、その指示を受けなければならない。</p>

第 6 6 号議案

島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程

島原市三会地区学校林管理規程（昭和 3 2 年島原市教育委員会庁達第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「契約管財グループ長」を「契約管財課長」に、「農林水産グループ長」を「農林水産課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係規程の整備を図るため、この規程を改正しようとするものである。

島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委員会の設置及び組織)</p> <p>第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長・<u>契約管財課長</u> _____ ・<u>農林水産課長</u> _____ 及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもつて組織し、教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(委員会の設置及び組織)</p> <p>第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長・<u>契約管財グループ長</u> _____ ・<u>農林水産グループ長</u> _____ 及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもつて組織し、教育委員会が委嘱する。</p>

第67号議案

島原市学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

島原市学校給食検討委員会設置要綱（平成13年島原市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「学校教育グループ」を「学校教育課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

平成25年11月29日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会の事務に関する関係要綱の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 検討委員会の庶務は、島原市教育委員会学校教育課 _____ において 処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 検討委員会の庶務は、島原市教育委員会学校教育グループにおいて 処理する。</p>

第68号議案

島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会要領

島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会要領を次のように定める。

1 選考委員会の設置

- (1) 本会は、学校給食用物資購入に際し、安全、低廉、円滑化を図るため、島原市学校給食事務所学校給食用物資納入業者指定基準に沿って、審査・選考を行う。
- (2) 島原市長の諮問機関とする。

2 委員の選任及び任期

- (1) 島原市長が委嘱する。
- (2) 任期は、委嘱の日から答申の日までとする。

3 選考委員会の構成

- (1) 8名（保健所1名、島原市PTA連合会2名（小学校1名、中学校1名）、校長会1名、島原市教育委員会1名、栄養教諭又は学校栄養職員1名、島原市学校給食事務所2名）

4 会議

- (1) 島原市長が招集する。
- (2) 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、書面をもって他の委員へ委任したときは、出席者とみなす。
- (3) 選考委員会の議長は、島原市学校給食事務所長とする。

5 選考委員会の議決

- (1) 学校給食用物資納入業者の指定に関すること。
- (2) 島原市学校給食事務所学校給食用物資納入業者指定基準に関すること。
- (3) 選考委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

6 議事録

- (1) 議事録を作成し、議長及び校長会の委員が署名捺印のうえ、保存する。ただし、やむを得ず出席できない場合は、選考委員会に出席した委員の中から、議事録署名人を選出する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月29日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市小・中学校における島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会を設置するにあたり要領を定めようとするものである。

第69号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市霊丘公園体育館・弓道場条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 体育館の使用

(使用許可の手続等)

第2条 体育館の使用許可を受けようとする者は、条例第5条の規定により島原市霊丘公園体育館・弓道場使用許可申請書（様式第1号）を、使用する日の1月前から7日前（各種大会及び合宿使用等の場合は使用する日の1年前から1月前）までに、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の使用許可申請について、適当と認めたときは、島原市霊丘公園体育館・弓道場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が体育館を使用するときは、許可書を携帯しなければならない。

(使用の取消又は変更)

第3条 使用者は、体育館の使用の取消し又は変更をしようとするときは、島原市霊丘公園体育館・弓道場使用許可取消（変更）申請書（様式第3号）に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めたときは、島原市霊丘公園体育館・弓道場使用取消（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

第3章 弓道場の使用

(使用の範囲)

第4条 弓道場を使用できるものは、次のとおりとする。

(1) 登録団体（弓道練磨振興の目的で組織され、年間を通じ使用する団体で、あらかじめ市に登録されたもの）

(2) 弓道練磨振興の目的で使用する10人以上の団体（登録団体を除く。）又は個人

(3) 前2号のほか委員会が適当と認めるもの

(登録の手續)

第5条 弓道練磨振興の目的で組織された団体で弓道場の使用団体としてあらかじめ登録しようとするものは、島原市靈丘公園体育館・弓道場使用団体登録申請書(様式第5号)に島原市靈丘公園体育館・弓道場使用団体登録会員名簿(様式第6号)を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請書を審査し、登録団体の要件に適合すると認めるときは、島原市靈丘公園体育館・弓道場使用登録団体証(様式第7号)を交付するものとする。

3 前項の登録証の交付を受けた団体は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

(使用許可の申請等)

第6条 弓道場の使用許可を受けようとするものは、条例第5条の規定により島原市靈丘公園体育館・弓道場使用許可申請書(様式第1号)を、使用する日の7日前(個人が使用する場合は、使用する日の1日前)までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りではない。

2 委員会は、弓道場の使用を許可したときは、島原市靈丘公園・体育館弓道場使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が弓道場を使用するときは、前項の許可書を携帯しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、使用者に対し、許可書の提示を求めることができるものとする。

(使用許可の変更又は取消)

第7条 使用者は、弓道場の使用の取消し又は変更をしようとするときは島原市靈丘公園・体育館弓道場使用許可取消(変更)申請書(様式第3号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請を認めるときは、島原市靈丘公園体育館・弓道場使用取消(変更)許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

第4章 使用者及び入館者(入場者)

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない室及び附属設備を使用しないこと。
 - (2) 許可を受けずに広告又はこれに類する掲示をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - (4) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をしないこと。
 - (5) 施設、附属設備その他器具備品等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに委員会に届け出ること。
 - (6) 係員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、施設の使用を終わったときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(入館又は入場の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、入館若しくは入場を拒否し、又は退館若しくは退場させることができる。

- (1) 小学生以下の児童で保護者又は引率者がいないもの
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる物品若しくは動物の類を携行する者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が体育館の管理上支障があると認められる者

第5章 使用料

(附属設備等の使用料)

第10条 条例別表の体育館等の附属設備等の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第7条第2項の規定による使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとするものは、島原市霊丘公園体育館・弓道場使用料減免申請書(様式第8号)を委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第12条 条例第13条ただし書の規定による既に納入した使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が所定の日までに使用を取り消したとき 半額

- (2) 使用者の責に帰さない事由により使用できなかったとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員会が必要と認めたとき 委員会が定めた額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、使用しないこととなった日から5日以内に島原市霊丘公園体育館・弓道場使用料返還請求書兼受領書（様式第9号）を委員会に提出しなければならない。

第6章 雑則

（読替）

第13条 条例第13条の規定により弓道場の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条から第9条まで並びに第11条及び前条の規定（第2条を除く。）の適用については、これらの規定中「委員会」とあり、第2条中「島原市教育委員会（以下「委員会」という。）とあるのは「指定管理者」とし、第10条から前条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（補則）

第14条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに島原市体育館条例施行規則（平成22年規則第43号）及び島原市立弓道場条例施行規則（平成22年規則第45号）の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この規則の規定による許可、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成25年11月29日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

市の組織・機構の見直しに伴い、教育委員会に移管される事務の関係規則の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

別表第1（第10条関係）

品名	単位	使用料
放送設備	1式1日	1,050円
テント	1台1日	520円
長机	1台1日	30円
いす	1脚1日	10円

- 備考 1 長机、椅子の館外持ち出しは10割増とする。
- 2 この表に規定していないものの使用料については、教育委員会が別に定める

別表第2（第11条関係）

体育館

減免率		
1項	100パーセント	<p>ア 市又は教育委員会の主催により使用する場合</p> <p>イ 市内の小・中学校が学校行事のため使用する場合</p> <p>ウ 島原市小学校体育連盟又は島原市中学校体育連盟が体育スポーツ行事のため使用する場合</p> <p>エ 島原市体育協会所属の各競技団体が島原市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合（回数を制限する）</p> <p>オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合（回数を制限する）</p>
2項	50パーセント	<p>ア 国又は県の主催により使用する場合</p> <p>イ 市又は教育委員会の共催により使用する場合</p> <p>ウ 市及び教育委員会が主体的に誘致した場合</p> <p>エ 島原市体育協会所属の各競技団体が主催して使用する場合</p> <p>オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、本市在住の者が主催して教育目的のため使用する場合（100パーセント減免するものに該当する場合を除く。）</p> <p>カ 福祉施設又は障害者の団体が行事のため使用する場合</p>
3項	30パーセント	その他教育委員会が公益上特に必要と認めた場合

- 備考 1 1項のア、イ、ウ及び3項に定める場合を除き、附属設備の使用料は減免しない。
- 2 2項及び3項に定める場合において、入場料又はこれに類する費用等を徴する場合の使用料は減免しない。

弓道場

減免率	
市が主催又は他の団体と共催して使用する場合	全額
市の体育協会が使用する場合	全額
市内の高等学校が使用する場合	$\frac{50}{100}$ 以内
全各号のほか委員会が適当と認めた場合	$\frac{50}{100}$ 以内